投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2022年8月9日



当ファンドは、特化型運用を行います。

ゴールドマン・サックス社債／マクロアロケーター戦略ファンド2022−09

単位型投信／海外／資産複合／特殊型（条件付運用型）

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※	特殊型
単位型	海外	資産複合	特殊型（条件付運用型）	債券（社債）	年1回	グローバル（日本を除く）	なし	条件付運用型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

この目論見書により行う「ゴールドマン・サックス社債／マクロアロケーター戦略ファンド2022−09」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2022年7月22日に関東財務局長に提出しており、2022年8月7日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］
アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円（2022年4月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:17兆5,807億円
（2022年4月末現在）

委託会社への照会先
【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）
【ホームページアドレス】
http://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 当ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券*1（以下、ゴールドマン・サックス社債）に高位に投資*2し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額*3について、元本確保をめざします*4。

*1 ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

*3 当ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

*4 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

2 当ファンドはマクロアロケーター戦略指数の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

- 固定クーポンは、毎期一定水準支払われます。
- 実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金と共に支払われます。
- 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来*5のマクロアロケーター戦略指数の累積収益率*6にほぼ連動する水準*7に決定します。
- マクロアロケーター戦略指数は、米国のインフレーションと経済成長からなる景気局面を判定し、資産配分を行う計量モデルに基づき算出されます。
- マクロアロケーター戦略指数は、米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等で構成されます。
- マクロアロケーター戦略指数は目標リスク水準を年率2%程度とします。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

*5 運用開始基準日は2022年9月12日です。

*6 累積収益率は2027年8月19日に決定される予定です。

*7 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

※マクロアロケーター戦略指数の詳細については、P4～P5をご参照ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

3 当ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等*8を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に1万口当たり15円程度（課税前）*9の分配を行うことをめざします。

*8 信託報酬およびその他の費用等です。

*9 上記は有価証券届出書提出日（2022年7月22日）現在の市場環境等を前提とした委託会社の予想に基づく分配金（以下「予想分配金」といいます。）であり、将来の運用の成果を示唆および保証するものではありません。分配原資となるゴールドマン・サックス社債の利金（固定クーポン）は、当ファンド設定日にゴールドマン・サックス社債の発行条件において決定されます。固定クーポンの利率は金利動向や発行体の信用力等の影響を受けるため、実際の分配金は予想分配金とは異なる可能性があります。

※実績連動クーポンと第5期の固定クーポンに基づく収益は、分配金として支払われるのではなく、ファンドの償還金額に含まれます。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

●当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄（当ファンドの場合は、特定の発行体が発行する社債）が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行う特化型運用を行います。

●当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に限定して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス社債には、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用格付け

A

※2022年5月末時点
※格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。
※格付投資情報センター（R&I）の発行体格付けを使用。

世界有数の金融グループ、ゴールドマン・サックス

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

総資産	約194兆4,777億円

※2022年3月末時点
※1米ドル=122.39円（2022年3月末時点）で換算しています。
出所：ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

運用プロセス

ファンドの設定

ゴールドマン・サックス社債（円建て）に投資し、原則として満期まで保有します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

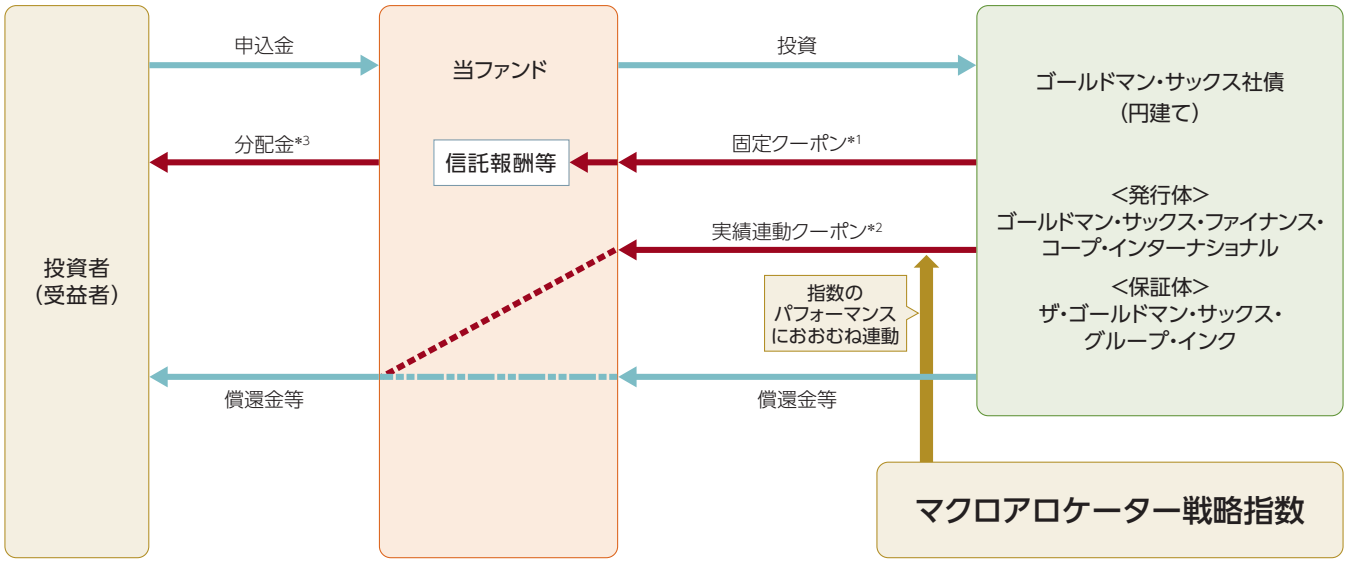

*1 固定クーポンは、分配金および信託報酬等に充当することをめざします。

*2 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来のマクロアロケーター戦略指数の累積収益率にほぼ連動する水準に決定します。運用開始基準日以来のマクロアロケーター戦略指数の累積収益率がマイナスの場合には実績連動クーポンはゼロになります。

*3 分配金はおおむね固定クーポンから信託報酬等を差し引いた分配原資のなかからお支払いします。また、分配原資の全額を分配金としてお支払いすることを約束するものではありません。なお、実績連動クーポンと第5期の固定クーポンに基づく収益は、分配金として支払われるのではなく、当ファンドの償還金額に含まれます。

※図は、当ファンドをご理解いただくためのイメージです。

※投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

<ゴールドマン・サックス社債の利金について>

固定クーポン*は、毎期一定水準支払われます。
実績連動クーポンは、マクロアロケーター戦略指数のパフォーマンスに基づいてゴールドマン・サックス社債の満期償還時に元金と共に支払われます。

＊　満期償還時の固定クーポンと実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の償還金額に含まれます。

固定クーポンと実績連動クーポンのイメージ

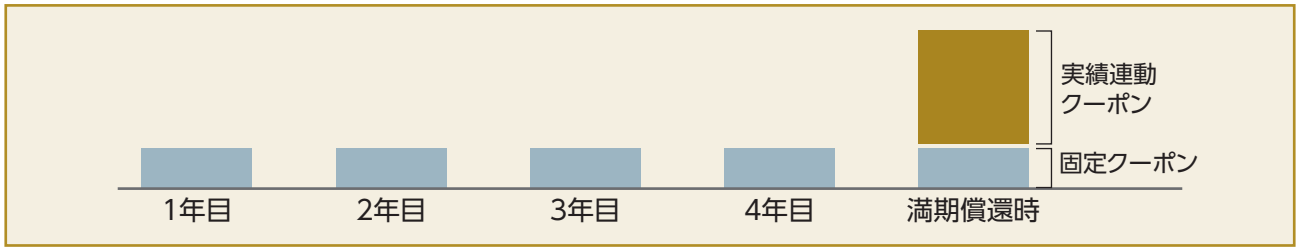

※上記はイメージ図です。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

<当ファンドの分配金について>

当ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金の一部を、以下のタイミングでお支払いすることをめざします。

◆ 年1回の決算時

原則、毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算日に、ゴールドマン・サックス社債の固定クーポン収入から信託報酬等を差し引いたものを分配原資とします。
分配原資のなかから、1万口あたり15円程度(課税前)*の分配を行うことをめざします。

＊ 有価証券届出書提出日(2022年7月22日)現在の市場環境等を前提とした委託会社の予想に基づく分配金(以下、「予想分配金」といいます。)であり、将来の運用の成果を示唆および保証するものではありません。分配原資となるゴールドマン・サックス社債の利金(固定クーポン)は、当ファンド設定日にゴールドマン・サックス社債の発行条件において決定されます。固定クーポンの利率は金利動向や発行体の信用力等の影響を受けるため、実際の分配金は予想分配金とは異なる可能性があります。実績連動クーポンと第5期の固定クーポンに基づく収益は、分配金として支払われるのではなく、当ファンドの償還金額に含まれます。
※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

分配金と費用のイメージ

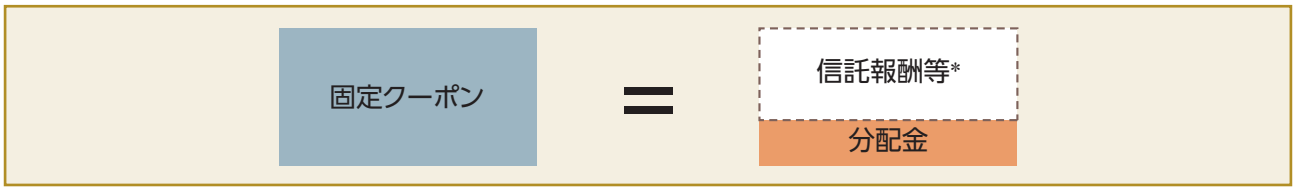

＊ その他の費用等が含まれます。
※上記は、当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

◆ 満期償還時

満期償還時には固定クーポンから信託報酬等を差し引いた収益と実績連動クーポンに基づく収益が償還金額の一部として支払われます。
実績連動クーポンは、運用開始基準日(2022年9月12日)以来のマクロアロケーター戦略指数*1の累積収益率*2にほぼ連動する水準に決定します。
マクロアロケーター戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンはゼロになります。

＊1 マクロアロケーター戦略指数は、各資産の構成比率とそれぞれの収益率を合成し、戦略控除率および複製コスト等を控除して算出されます。
・戦略控除率:年率0.75%　・複製コスト:各資産の構成比率等により変化するため事前に表示することができません。
【参考】複製コストのシミュレーション結果:年率0.05%～年率0.25%の範囲(期間:2003年3月31日～2022年5月31日)
＊2 累積収益率は2027年8月19日に決定される予定です。

実績連動クーポンの算出式

実績連動クーポン ＝ マクロアロケーター戦略指数の累積収益率 × 連動率*3

＊3 連動率は、どれほど対象指数と同調した動きをするかを示す数値です。
※連動率は100%をめざしますが、当ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。なお、連動率は当ファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

<マクロアロケーター戦略指数について>

マクロアロケーター戦略指数は、米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等で構成されます。

米国のインフレーションと経済成長からなる景気局面を判定し、月次で資産配分を見直します。
資産配分はゴールドマン・サックス独自の計量モデルに基づいて決定します。

月次

経済成長
景気動向に関する指標等から加速・減速局面を判定

インフレーション
インフレーションに関する指標等から加速・減速局面を判定

※右記は基本配分比率です。資産合計額に対する割合です。

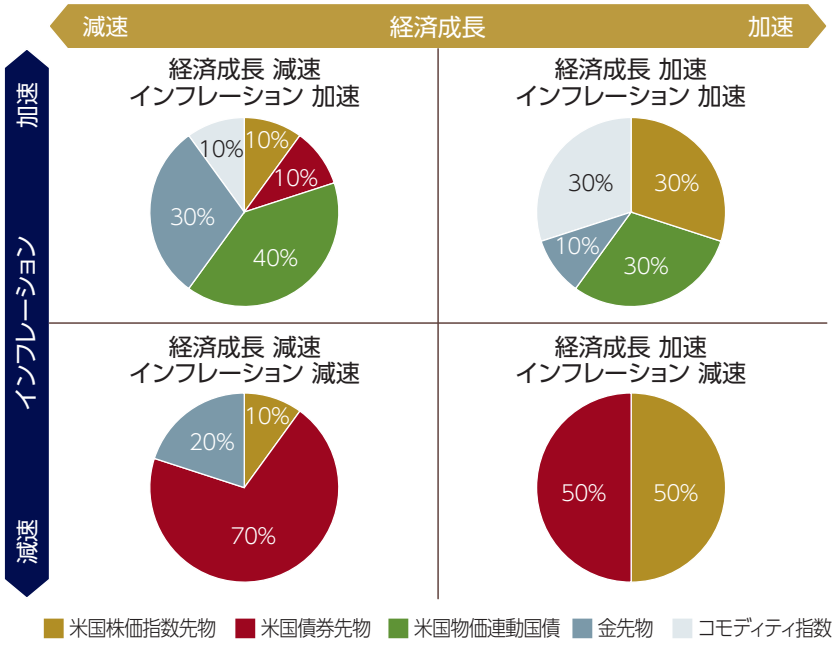

目標リスク水準が年率2%程度*1になるよう日次でチェックします。
あらかじめ定められたルールに従い、組入資産全体の投資比率を機械的に調整します。

日次

ある時点の組入資産全体の投資比率（イメージ）

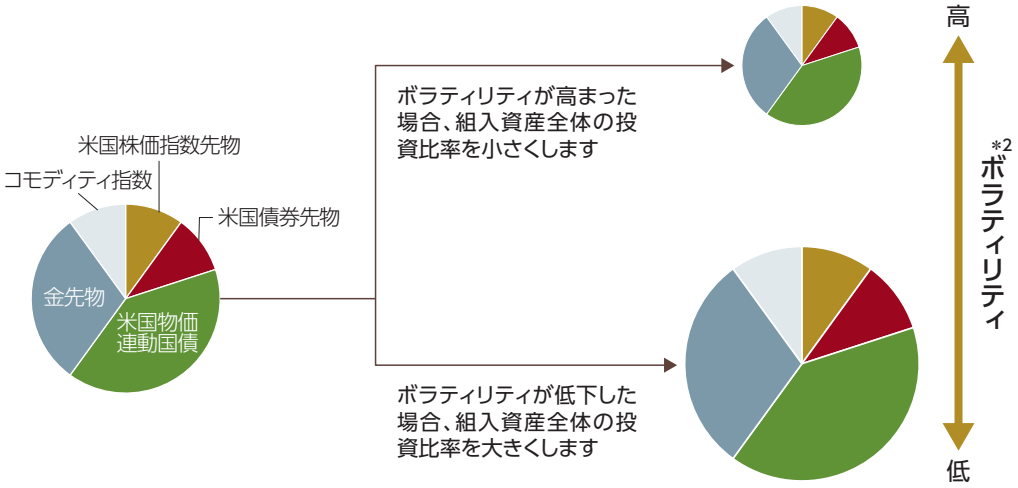

*1 上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

*2 ボラティリティとは、価格変動の大きさを示す値です。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

•株式への投資割合には、制限を設けません。
•外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
•投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
•デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
•1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。ただし、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年1回の決算時（毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日））に、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

＊初回決算日は、2023年9月11日です。

ゴールドマン・サックス社債／マクロアロケーター戦略ファンド2022−09（以下「当ファンド」）は、アセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.（以下「使用許諾者」）の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社（以下「ゴールドマン・サックス」と総称）との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。
参照戦略スポンサー（ゴールドマン・サックス・インターナショナル）およびそれらの関連会社は、マクロアロケーター戦略指数に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

市場金利の変化、ゴールドマン・サックスの信用状況やその資金調達を行う市場環境の悪化、マクロアロケーター戦略指数の収益率の低下は、当ファンドが投資する円建債券の価格、ひいては基準価額の下落要因となります。

<債券>
金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。
また、当ファンドが投資する円建債券は、マクロアロケーター戦略指数の累積収益率に基づき満期時のクーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、ゴールドマン・サックスが資金調達を行う市場環境が悪化した場合やマクロアロケーター戦略指数の収益率が低下することにより満期時のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
<マクロアロケーター戦略指数>
当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となるマクロアロケーター戦略指数の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

・マクロアロケーター戦略指数は米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等により構成され、資産配分されます。構成比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、マクロアロケーター戦略指数の収益率が下落する要因となります。
・マクロアロケーター戦略指数については、米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、マクロアロケーター戦略指数の収益率が下落する可能性があります。
・マクロアロケーター戦略指数の実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、マクロアロケーター戦略指数の収益率が下落する要因となります。

信　用リスク

投資する債券の発行体または保証体の経営不安・倒産等の発生は、基準価額が著しく下落する要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。
当ファンドが投資するゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル発行の円建債券はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行います。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。

投資リスク

銘柄集中リスク

特定の債券への集中投資は当該債券へのリスクが顕在化した場合、基準価額が著しく下落する要因となります。

ファンドは特定の債券（単一銘柄）を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

流動性リスク

市場混乱や投資する債券の発行体等の信用状況の著しい悪化等により流動性が著しく低下し、売却価格が想定される価格と乖離した場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する円建債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、円建債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。

早期償還リスク

投資する債券が債務不履行・早期償還等となった場合は、時価で換金されるため、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行（デフォルト）となった場合、または法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

<投資対象とする債券が債務不履行（デフォルト）となる主な場合>

1. 発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための有効な決議が可決された場合（ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を除く。）
4. 承継発行体（ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクもしくはその完全子会社に限られます。）が債券の発行要項に従って発行体のすべての債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関する欧州議会及び欧州理事会規則（Regulation (EU) 2015/848）上の「主たる利益の中心」（"centre of main interest"）を有する国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＊基準価額の推移（イメージ）



※上記はイメージであり、当ファンドの基準価額の推移を示したものではありません。

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、基準価額は当該債券の価格変動の影響を受けます。

ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

①国内金利の上昇
②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
③マクロアロケーター戦略指数のパフォーマンス下落

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - •収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - •分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- マクロアロケーター戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。
- 税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- 当ファンドは、中途解約した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。
- 当ファンドは、保有期間中に基準価額が1万円を下回る場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

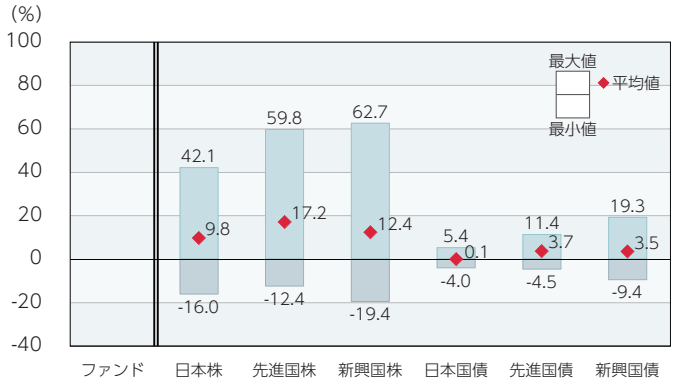

ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2017年5月～2022年4月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1口以上1口単位または1円以上1円単位で販売会社が定める単位（当初元本1口=1円）
購入価額	1口当たり1円（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	換金のお申込みは、原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2022年8月9日から2022年9月8日まで
換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、換金のお申込みの受付を行いません。 東京の銀行、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、CMEグローベックス、シカゴ商品取引所、ニューヨーク・マーカンタイル取引所、ニューヨーク商品取引所、ICEフューチャーズU.S.（ソフトコモディティ市場）、ICEフューチャーズヨーロッパ（コモディティ市場）、ロンドン金属取引所のいずれかの休業日、5月1日、12月24日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組み入れた円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2027年9月10日まで（2022年9月9日設定）
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、または債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 •受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 •マクロアロケーター戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合 •やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日:2023年9月11日
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信託金の限度額	2,500億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（http://www.am-one.co.jp/）に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他	購入の申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入のお申込みの受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、**1.1%(税抜1.0%)**を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の元本総額に対して、**年率0.44%(税抜0.40%)以内*** 信託報酬=運用期間中の元本×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末、途中換金時または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.20%以内	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.17%以内	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

*信託報酬率については以下のとおりとします。

①設定日から起算して3営業日目まで

年率0.407%(税抜0.37%)とします。なお、当該期間中の配分は以下のとおりです。

支払先	委託会社	販売会社	受託会社
内訳(税抜)	年率0.17%	年率0.17%	年率0.03%

②設定日から起算して4営業日目以降

設定日におけるゴールドマン・サックス社債の発行条件を勘案して委託会社が決定します。なお、当該料率およびその配分については、委託会社のホームページで公表します。

その他の費用・手数料	
	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 •組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 •信託事務の処理に要する諸費用 •外国での資産の保管等に要する費用 •監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

手続・手数料等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分　配　時	所得税および地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は2022年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

契約変更書面

（この書面は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 1 項第 1 号ロの規定によりお渡しするものです。）

この書面は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 82 条及び第 83 条に定められる契約締結前交付書面の記載事項について、お渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の記載内容と現行の契約内容に変更が生じていることをお知らせするものです。あらかじめ十分にご確認いただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

1. 変更対象ファンド

ゴールドマン・サックス社債／マクロアロケーター戦略ファンド2022－09

※現在、お買付の受付を行っておりません。

2. 変更内容

<u>協会名称変更</u>

表紙、商品分類及び属性区分の表の下

変更前	変更後
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。	◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

P.2 ファンドの特色

特化型運用に関する記載

変更前	変更後
●当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄（当ファンドの場合は、特定の発行体が発行する社債）が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行う特化型運用を行います。	●当ファンドの投資対象には、一般社団法人資産運用業協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄（当ファンドの場合は、特定の発行体が発行する社債）が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行う特化型運用を行います。

<u>手続き・手数料等</u>

P12 お申込みメモ

課税関係

変更前	変更後
課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

（3017 2026.09）

P13　ファンドの費用・税金の「ファンドの費用」

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>①設定日から起算して3営業日目まで
年率 0.407%（税抜 0.37%）とします。なお、当該期間中の配分は以下のとおりです。
<table><tr><th>支払先</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>内訳
（税抜）</td><td>年率 0.17%</td><td>年率 0.17%</td><td>年率 0.03%</td></tr></table>
②設定日から起算して4営業日目以降
設定日におけるゴールドマン・サックス社債の発行条件を勘案して委託会社が決定します。なお、
当該料率およびその配分については、委託会社のホームページで公表します。</td><td>①　設定日から起算して3営業日目まで
同左

②設定日から起算して4営業日目以降
2022 年 9 月 9 日、投資対象であるゴールドマン・サックス社債の発行条件が決定し、固定クーポンは 0.487%となりました。

設定日におけるゴールドマン・サックス社債の発行条件を勘案し、設定日から起算して 4 営業日目以降の信託報酬率は、年率 0.308%（税抜 0.28%）とします。なお、配分は以下のとおりです。
<table><tr><th>支払先</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>内訳
（税抜）</td><td>年率 0.10%</td><td>年率 0.15%</td><td>年率 0.03%</td></tr></table></td></tr>
</table>

P14　ファンドの費用・税金の「税金」

変更前	変更後
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	少額投資非課税制度（NISA）の概要 2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限り NISA の適用対象となります。 未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）の概要 2024年1月1日以降、ジュニア NISA はご利用いただけません。

※本ファンドは 2024 年 1 月 1 日以降の NISA 対象外です。

以上

（3017　2026.09）

目論見書補完書面(投資信託)
(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)のお取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】

お客さま		SMBC日興証券株式会社
・口座開設のお申し込み	→	・口座開設／口座管理
・資産運用のご相談	↔	・資産運用のご提案・商品勧誘
・有価証券取引などのお申し込み	→	・お取引の執行
	←	・各報告書の交付

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1,350 億円(2026 年 3 月末現在)
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	<お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00～18:00/土曜 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

(2026.10)
(証券総合口座)

目論見書補完書面（投資信託）

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱コース	取扱コースは、銘柄により異なります。お取扱店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

（2026.10）
（証券総合口座）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行（以下、当行）を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等のお取引についての内容を記載しております。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】

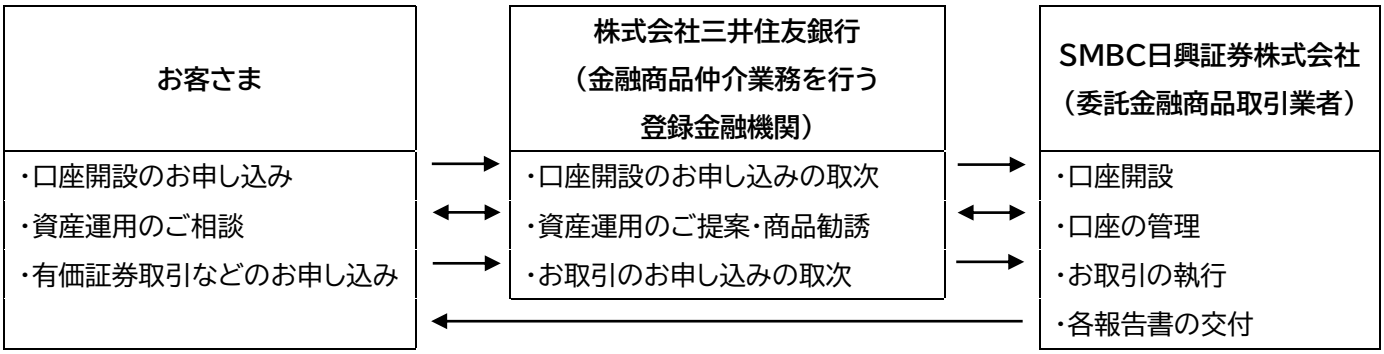

＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

（2026.10）
（金融商品仲介口座）

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等	株式会社三井住友銀行
	登録番号	登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	苦情処理および 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
	主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
	設立年月日	1996 年 6 月 6 日
	対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無	無
	連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

＜委託金融商品取引業者＞SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1,350 億円(2026 年 3 月末現在)
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	＜お問い合わせ全般はこちら＞ 0570-007-250(平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

(2026.10)
(金融商品仲介口座)

目論見書補完書面（投資信託）

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱コース	取扱コースは、銘柄により異なります。お取扱店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該報酬の 2 分の 1 の支払いを受けます。

・当行は、SMBC日興証券株式会社と資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。

・2026年3月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある同社の収益となります。

（2026.10）
（金融商品仲介口座）

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

目論見書は、お申込から約定までの間に改定される場合があります。
最新の目論見書は、インターネット(www.smbc.co.jp/kojin/toushin/fund.html)に掲載しておりますので、
必ずご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】

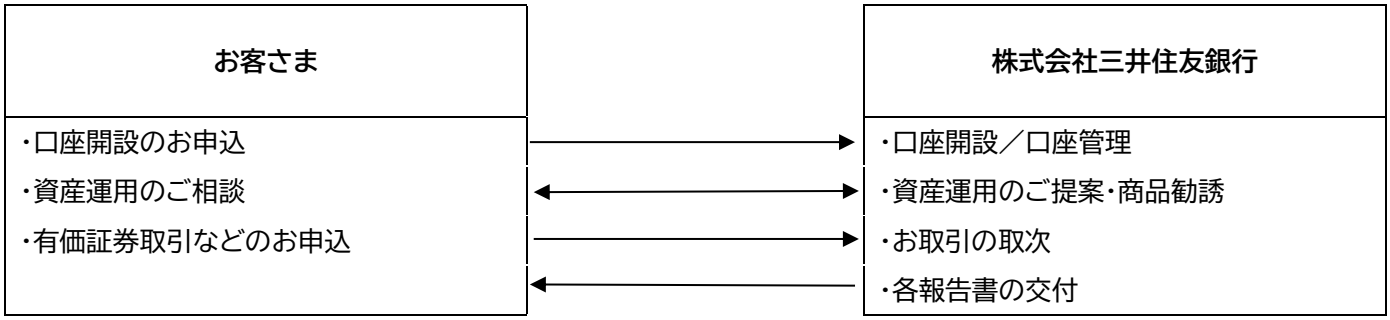

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等	株式会社三井住友銀行
	登録番号	登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	苦情処理および指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
	主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
	設立年月日	1996 年 6 月 6 日
	対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
	連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください

(2026.10)
(三井住友銀行投資信託口座)

目論見書補完書面（投資信託）

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当行では販売を行っておりません。
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

お申込単位	現在、当行では販売を行っていません。
ご換金単位	１円以上１円単位
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

（2026.10）
（三井住友銀行投資信託口座）